

## 名古屋市立大学医学部同窓会定款 細則

### (名誉会長等) 定款第6条

名誉会長の任期は名古屋市立大学学長の在職期間とする。

- 2 名誉会員の要件の内、年齢75歳以上については本人からの申告による。また、本項に掲げる条件を満たしても、会費滞納により資格を喪失した正会員は名誉会員としない。

### (退会) 定款第9条

入学時に会費を支払わない学生会員については、学生会員としての資格を認めない。

- 2 会費滞納により資格を喪失した正会員及び学生会員は、滞納分の会費の支払いにより資格を復元できる。